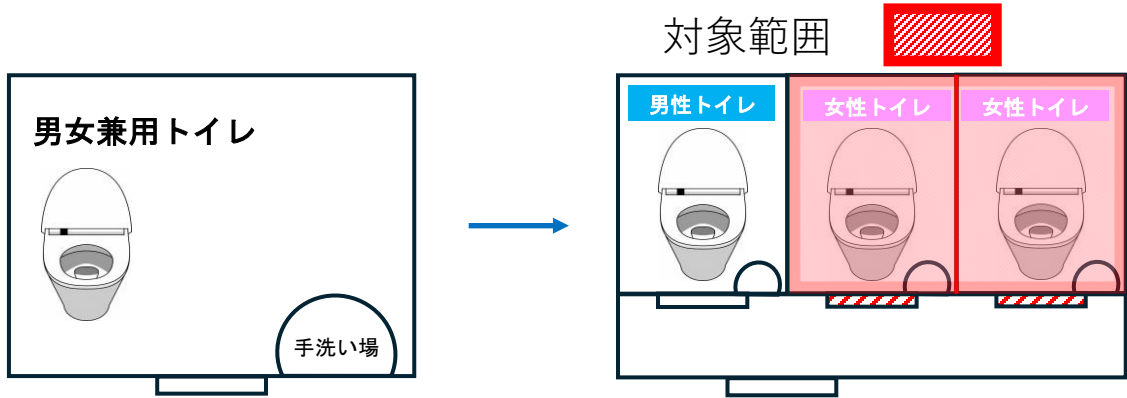


共用トイレをそれぞれ改修する場合の見積もり記載例



女性専用部分が全体の5分の3の面積の場合

男性部分も改修する場合、女性専用部分と男性専用部分の経費が分かるように行を分けて記載してください。
※別見積もりに分けないでください

品名	単価	数量	金額
■トイレ改修工事			
【女性専用部分】			
①設置器具			
洋便器	100,000	2	200,000
手洗い器	50,000	2	100,000
②改修行為			
建具工事	80,000	1	80,000
解体工事[面積按分5分の3]	60,000	1	60,000
木工事[面積按分5分の3]	120,000	1	120,000
内装工事[面積按分5分の3]	120,000	1	120,000
塗装工事[面積按分5分の3]	24,000	1	24,000
【男性専用部分または共用部分】			
①設置器具			
洋便器	100,000	1	100,000
手洗い器	50,000	1	50,000
②改修行為			
建具工事	40,000	1	40,000
解体工事[面積按分5分の3]	40,000	1	40,000
木工事[面積按分5分の3]	80,000	1	80,000
内装工事[面積按分5分の3]	80,000	1	80,000
塗装工事[面積按分5分の3]	16,000	1	16,000
■浄化槽工事			
浄化槽本体	300,000	1	300,000
浄化槽設置	300,000	1	300,000
排水管布設工事	10,000	1	10,000
		計	1,720,000

按分率を記載してください

女性専用部分と男性専用部分に分けることができない工事費に関しては、トイレ全体の面積に占める女性専用部分の面積割合に応じて工事費を按分し算出してください

男性専用部分の設備に関する経費は対象外です

浄化槽は対象外経費となります

補助対象経費
704,000